

日医発第211号（介護）

令和5年4月21日

都道府県医師会介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

（公印省略）

令和5年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）へのご協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和5年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）により多くの介護サービス施設・事業所のご協力をいただきたいとのことで、厚生労働省より本会宛に調査協力の依頼がありました。

当該調査は、介護サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。

調査客体は層化無作為に抽出され、令和4年度の決算額を調査致します。調査実施時期は令和5年5月、インターネットによる回答は7月7日、紙での回答は6月30日までにご提出をお願いしております。

介護サービス施設・事業所におかれましてはご多忙のことと承知しておりますが、介護サービスの実情把握に資するものとして、次期介護報酬改定に向け重要な調査であることから、本会と致しましては、当該調査の実施に協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

○令和5年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）へのご協力依頼について

（令和5年4月13日 老発0413第12号 厚生労働省老健局長通知）

○令和5年度介護事業経営実態調査の実施について

以上

老発 0413 第 12 号
令和 5 年 4 月 13 日

公益社団法人
日本医師会 会長 殿

厚生労働省老健局長



令和 5 年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）へのご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けたご対応等につきましても、深謝申し上げます。

今般、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所の経営状況を把握するため、別紙 1 のとおり「令和 5 年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）」を本年 5 月に実施することといたしました。

本調査の結果は、介護報酬改定のための基礎資料等として活用される重要なものとなることから、より多くの施設・事業所の皆様に御協力をいただきたいと思いますと考えております。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴団体より所属の施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

なお、これまで本調査では施設・事業所に対してのみ調査票を送付していましたが、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑に正確な回答ができるようになることをご要望があったことを踏まえ、今般の調査より別紙 2 のとおり、事前に届出いただいた法人本部の方に対し、調査対象事業所リストの伝達及び調査関係書類（調査票・記入要領等）を一括して郵送することができる「一括送付」の仕組みを導入いたしました。こちらの仕組みも積極的にご活用いただきたいと思いますと考えておりますので、併せてご周知をお願いいたします。

（令和 5 年 4 月 30 日まで届出を受け付けております。）

施設・事業所の方へのご案内 **介護事業経営実態調査へのご協力をお願いいたします。**

- 厚生労働省では、**令和5年5月に介護事業経営実態調査を実施**いたします。
 - **皆様からいただいたご回答は、令和6年度介護報酬改定での基礎資料等として活用される大変重要な統計調査（統計法に基づく一般統計調査）**となります。
 - 報酬改定を検討する上で、正確に実態を把握する必要があることから、調査票が届いた皆様（※）におかれましては、本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。
- ※調査票の送付は本年5月頃を予定しています。

近年、本調査における有効回答率が十分でないとの指摘がされており、要因として記入者負担が大きいとの声をいただいています。今般、記入者負担軽減の観点より「**調査項目の削減、一部の項目について前回の回答結果をあらかじめ記載するなど**」の取り組みを実施しております。

【提出期限】：インターネットによる回答は**7月7日（金）**
紙での回答は**6月30日（金）**

※厚生労働省では、インターネットによる回答を推奨しております。

ご回答いただいた調査内容は、介護報酬改定の検討に活用されます。



※統計法第41条により、回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査のための資料といった、統計以外の目的に使用することはありません。

法人の方へのご案内 「一括送付」の仕組みを導入いたします。

- ▶ 介護事業経営実態調査では、これまで施設・事業所に対してのみ調査票を送付していましたが、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑に正確な回答ができるようになることのご要望があったことを踏まえ、今般の調査より、事前に届出いただいた法人本部の方に対し、調査対象事業所リストの伝達及び調査関係書類（調査票・記入要領等）を一括して郵送することができる仕組みを導入いたします。
- この仕組みにつきまして、積極的にご利用いただくようお願いいたします。

＜手続き方法＞（※ご希望の場合、事前に簡単な届出をしていただきます。）

- ① 当省HP（https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html）から、届出書及び別紙（傘下施設・事業所一覧）をダウンロードし、必要事項を記載の上、提出先メールアドレスへご提出いただきます。

届出用HPはこちら



- ② 厚生労働省より内容確認後にメールで調査対象事業所一覧のお知らせを行うとともに、郵送にて調査対象事業所分の調査関係書類一式を法人本部へ送付します。
- ※届出できるのは法人（企業）の本部（本社）のみであり、傘下に属する各事業所（支店等）単位での申請できませんので、ご注意ください。

STEP 1

厚労省HPから一括送付にかかる届出書類（届出書及び一覧）をダウンロード



STEP 2

届出書類に必要事項を記載の上、メールで送付



厚生労働省より
①申請いただいたメールアドレス宛に調査対象事業所一覧を送付
②調査関係書類一式を一括して郵送

※記載に不備等がある場合は確認する場合があります。

令和5年度介護事業経営実態調査の実施について

令和5年度介護事業経営実態調査（以下「実態調査」という。）については、以下の基本的な考え方に沿って調査を行う。

1 調査の目的

各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査時期及び公表時期

(1) 調査時期

令和5年5月（令和4年度決算額を調査）

参考：令和2年度介護事業経営実態調査の調査時期は令和2年5月
（令和元年度決算額を調査）

令和4年度介護事業経営概況調査の調査時期は令和4年5月
（令和2年度及び令和3年度決算額を調査）

(2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表は、令和5年10月頃を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

参考：令和2年度介護事業経営実態調査の公表時期は令和2年10月

3 調査対象等

(1) 調査対象

全ての介護保険サービス（介護療養型医療施設を除く）

(2) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出（令和2年度実態調査と同様）

(3) 抽出率

別表参照

(4) 調査項目

サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等

令和5年度介護事業経営実態調査の抽出率について

	母集団数 ※	抽出率	参考					
			介護事業経営実態調査			介護事業経営概況調査		
			令和2年度 (2020)	平成29年度 (2017)	平成26年度 (2014)	令和4年度 (2022)	令和元年度 (2019)	平成28年度 (2016)
介護老人福祉施設	約7,900	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
介護老人保健施設	約4,100	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4	1/4
介護医療院	約700	1/1	1/1	-	-	1/1	-	-
訪問介護	約28,900	1/10	1/10	1/10	1/5	1/25	1/25	1/25
訪問入浴介護	約1,500	1/2	1/2	1/2	1/2	1/4	1/4	1/5
訪問看護	約10,300	1/10	1/10	1/10	1/5	1/25	1/25	1/25
訪問リハビリテーション	約4,200	1/2	1/2	1/2	1/3	1/6	1/6	1/7
通所介護	約21,200	1/10	1/10	1/10	1/5	1/25	1/25	1/25
通所リハビリテーション	約7,000	1/5	1/5	1/5	1/5	1/10	1/10	1/10
短期入所生活介護	約9,800	1/7	1/7	1/7	1/7	1/20	1/20	1/20
特定施設入居者生活介護	約5,000	1/4	1/4	1/4	1/3	1/5	1/5	1/5
福祉用具貸与	約6,300	1/2	1/2	1/2	1/2	1/20	1/20	1/25
居宅介護支援	約33,700	1/20	1/20	1/20	1/10	1/25	1/25	1/15
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	約780	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
夜間対応型訪問介護	約150	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
地域密着型通所介護	約16,000	1/10	1/10	1/10	-	1/25	1/25	-
(再掲)療養通所介護	約70	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
認知症対応型通所介護	約2,800	1/2	1/2	1/2	1/2	1/8	1/8	1/10
小規模多機能型居宅介護	約5,100	1/2	1/2	1/2	1/2	1/12	1/12	1/12
認知症対応型共同生活介護	約12,900	1/12	1/12	1/12	1/10	1/20	1/20	1/20
地域密着型特定施設入居者生活介護	約310	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
地域密着型介護老人福祉施設	約2,300	1/2	1/2	1/2	1/2	1/3	1/3	1/2
看護小規模多機能型居宅介護	約540	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1

※ 母集団数は、介護保険総合データベースの事業所数である。